

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 委員会に関する規則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会(以下、「当法人」という)の定款に則り、第7章第30条に定める委員会に関する補足事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 委員会は執行委員会、常設委員会と特別委員会の三種類とする。

(執行委員会)

第3条 執行委員会は、定款第27条に定める理事会の決定した業務を遂行する。

- 2 執行委員会は、理事長、庶務理事、財務理事、渉外理事、および理事長の選任する若干名の理事で構成する。
- 3 前項の構成は、理事会の承認を必要とする。

第4条 執行委員会は理事長が招集する。

- 2 理事長が執行委員会の委員長としてその議事を整理、遂行する。
- 3 理事長は、執行委員の中から、執行委員会の副委員長を指名することができる。
- 4 執行委員会は、その委員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 執行委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 6 執行委員会の議事を、持ち回り会議、インターネット上の手段を用いて決する場合は、委員の三分の二以上の返信があり、全委員の過半数の承認があった場合のみ有効とする。

第5条 執行委員会の委員長および副委員長は、業務遂行のため、定款第18条に定める事務局員を指名することができる。

- 2 委員長および副委員長は、業務委託をした事務職員に作業の指示、指導、監督を行う。

第6条 執行委員会の委員長は、委員会の経過及び結果を理事会に報告・提案しなければならない。

(拡大執行委員会)

第7条 理事長は、必要に応じて執行委員以外の理事を追加招集して、拡大執行委員会とすることができる。

- 2 拡大執行委員会の招集、議決は、執行委員会に準じる。

(常設委員会)

第8条 常設委員会は、その担当に関する議案を審議し、理事会に報告する。

- 2 理事会での議論が必要な案件については、議題として提出し、審議を受ける。
- 3 理事は、少なくとも一つの常設委員会委員とならなければならない。
- 4 理事が兼ねることができる常設委員会の委員は3つまでとする。
- 5 委員長は、それぞれの委員会の中から推薦をうけて検討し、理事会において選定し、社員総会の承認を得る。
- 6 常設委員会の委員長が理事でない場合は担当理事をおき、委員長と協力して委員会の運営を行う。担当理事は、理事会で選定する。
- 7 常設委員会には委員長の発議により副委員長をおくことができる。副委員長は、理事会の承認を得る。

第9条 常設委員会は次のとおりとする。

- 一 規約委員会
- 二 編集委員会
- 三 教育委員会
- 四 試験・認定委員会
- 五 広報委員会
- 六 利益相反委員会
- 七 倫理委員会
- 八 アワード委員会
- 九 保険点数適正化に関する委員会

第10条 各常設委員会の規則は原則として、以下のことに基づき別に定めることとする。

- 2 常設委員会の委員は、理事会において選任し、活動を始めることができる。
- 3 常設委員会の委員の任期は2年とする。委員の再任は、3期6年をこえない範囲において認める。
- 4 常設委員会の委員の新任および再任にあたっては、社員総会の承認を必要とする。承認を受けられなかった場合は、それ以後の委員会活動を認めない。

第11条 常設委員会の新設は、理事会決定後に社員総会での承認を必要とする。

(特別委員会)

第12条 特別委員会は、特に必要があると認めた案件又は常設委員会の所管に属しない特定の案件の検討、事業を推進するために設置する。

- 2 特別委員会は、その担当に関する議案を審議し、理事会に報告する。
- 3 理事会での議論が必要な案件については、議題として提出し、審議を受ける。
- 4 特別委員会の規則は原則として、以下のことに基づき別に定めることとする。
- 5 設置は、理事あるいは代議員の発議により理事会の承認を必要とし、社員総会に設置報告をする。
- 6 特別委員会の活動は、設置が決定してから活動を開始し、2年後の社員総会を目処に報告を開始しなければならない。
- 7 特別委員会で、当初の目的が達成されなかったものは、委員会の再編成、もしくは常設委員会への統合を検討する。

第13条 特別委員会の委員は理事会において選任し、活動を始めることができる。

- 2 委員長は、それぞれの委員の中から理事会において選定し、社員総会の承認を得る。
- 3 特別委員会の委員長が理事でない場合は担当理事をおき、委員長と協力して委員会の運営を行う。担当理事は、理事会で選定し、承認を得る。
- 4 特別委員会の委員の半数以上は、代議員の中から選任することとする。
- 5 特別委員会の委員は、委員会の解散まで、その任にあるものとする。
- 6 特別委員会の委員は、直近の社員総会で承認を必要とする。承認を得られなかった場合は、それ以後の委員会活動を認めない。
- 7 特別委員会には委員長の発議により副委員長をおくことができる。副委員長は、理事会の承認を得る。

(委員会招集)

第14条 常設委員会および特別委員会の委員長は、それぞれの委員会の議事を整理し、統括する。

(委員会議事)

第15条 理事長の承認を得て、各委員会の委員長はそれぞれの委員会を招集することができる。

第16条 常設委員会および特別委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第18条 委員会の議事を、持ち回り会議、インターネット上の手段を用いて決する場合は、委員の三分の二以上の返信があり、全委員の過半数の承認があった場合のみ有効とする。

第19条 委員会が予算編成を伴う活動を行うときは、案を執行委員会、理事会に提示し、審議の上、承認をうける必要がある。

(委員会構成員以外の参加)

第20条 執行委員会、常設委員会および特別委員会は、必要に応じて、委員会構成員以外の者を臨時委員として委員会活動に参加させ、意見を求めることができる。

2 上記の招集に関しては、参加の都度、執行委員会の承認を得ることとする。

(ワーキンググループ)

第21条 執行委員会、常設委員会および特別委員会は、理事会の承認を得てワーキンググループを設置することができる。

第22条 ワーキンググループの長は、いずれかの委員会の委員が務めることとし、執行委員会において決定することとする。

第23条 ワーキンググループの委員の任免は、理事会の承認を得るものとする。

2 ワーキンググループの委員は、第8条3項の理事の委員会重複数の規定外とする。

第24条 ワーキンググループが予算編成を伴う活動を行うときは、管轄する委員会および執行委員会の承認をうける必要がある。

第25条 ワーキンググループの運用については別に細則として定めることとし、理事会の承認を得る。

(改廃)

第26条 本規則の改廃は、理事会ののち、代議員会の承認を必要とする

附則

1 本規則は、理事会の決議、代議員会の承認を経て、2014年11月18日より施行する。

本規則の修正は、理事会の決議、代議員会の承認を経て、2015年11月4日より施行する。

2. 執行委員会および第9条に記載された委員会以外の下記の委員会は、常設委員会の扱いへの変更、名称変更を伴う再編成などを検討するため、当面、特別委員会の扱いとする。

脳刺激法に関する委員会、筋・末梢神経電気診断技術向上委員会、体内埋設型刺激装置の教育に関する委員会、臨床神経生理学用語集委員会、脳波セミナー・アドバンスコース委員会、術中脳脊髄モニタリング委員会、選挙制度検討委員会

3. 理事でない委員長はオブザーバーとして理事会に出席し、委員会の報告をすることができる。

4. 委員長および担当理事は協力して、委員会より理事会への議題を提出できる。